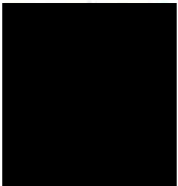


大規模災害時における
活動拠点の提供に関する協定書



大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書

株式会社高知ニュードライバー学院四万十自動車学校（以下「甲」という。）と高知県中村警察署（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）における警察部隊の活動拠点としての甲の敷地の一時的使用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に乙が甲に対して求める緊急の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（敷地の使用）

第2条 乙は、災害発生時に必要があると認められるとき、甲に対し警察部隊の活動（部隊車両の駐車、警察装備の一時保管場所としての占有等を含む。）のための甲の敷地の使用について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、業務に支障を来さない範囲で乙に敷地を一時使用させるものとする。

なお、具体的な敷地使用要領等は、甲及び乙が協議して別に覚書で取り決めるものとする。

3 敷地使用に伴う光熱水費については、甲及び乙が協議を行い、支払い等を行うこととする。

（協議事項等）

第3条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

令和7年11月10日

甲 高知県四万十市具同5927番地1
株式会社高知ニュードライバー学院
四万十自動車学校

校長

乙 高知県四万十市右山2034番地17

高知県

中村警察署

署長

